

土地改良区広報

2013年5月  
第12号

発行 会津宮川土地改良区  
編集 総務課  
印刷 北斗印刷(株)

# 会津宮川



三貫頭首工 左岸取水工竣工



## 夢のある農村づくりを目指して

目次

① 理事長挨拶	(P2)	⑤ 組織機構図	(P5)
② 通常総代会について	(P2)	⑥ 一般会計等予算について	(P6)
③ 新役員の紹介	(P3)	⑦ 賦課金・決済金基準について	(P7)
④ 新総代の紹介	(P4)	⑧ お願いとお知らせ	(P8)

## ご挨拶

理事長 山田 忠彦



会津宮川土地改良区組合員の皆様にはご健勝でお過ごしのことと拝察申し上げます。土地改良区広報「第12号」を発行するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本土地改良区も合併から2期8年を経過し、合併当初の懸案の事項も解決されてきておることから、平成24年12月の臨時総代会において役員及び総代の定数について、理事は20名から17名に、また、総代は69名から56名にそれぞれ削減することを提案し、満場一致の賛成を頂きましたので定款変更の認可を申請、平成25年1月28日付で県知事の認可を頂きました。

これにより、3月の総代の改選と第9回通常総代会での役員改選については、新たに認可を受けた定款により行われ、新総代及び新役員が決まった次第であります。今回の役員、総代の改選に当たっては各地区区長の皆様、前総代、前役員には特段のご理解の上、円滑な役員、総代の選出にご協力を頂きましたことに改めまして紙面をお借りして感謝申し上げます。

新役員体制であります。任期の始期であるこの4月11日に第1回目の理事会、監事会を開催し、それぞれ役付の役員等の互選会を行いました。その結果、不肖私が3期目の理事長を務めさせて頂くことになりましたので、引き続き皆様方のご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げます。なお、新総代及び新役員は本広報において別途ご紹介申し上げます。

さて、第9回通常総代会においては、そのほかにも重要な案件についてご審議を頂いておりますが、まず皆様から負担して頂きます経常賦課金、維持管理賦課金等の賦課基準についてです。この件はすでにご存知の方もおられると思いますが、東日本大震災に伴って東電の原発事故が起きたことで、国は地球環境にローインパクトで資源も再利用が可能である「再生可能エネルギー」に重きを置く政策を展開しております。当土地改良区においても再生可能な小水力発電を行っており、これが国の政策に乗ることで従来の売電単価の約2.7倍ほどで売ることができ、あと10年間は続くようになります。更に、発電収入の使い道も国の規制が緩和され、これまで使途に充てられなかった一般施設の維持管理費にも充当可能な部分が拡大されたこともあって、改良区の維持管理費と一般会計の関連部分とに充当できるものがあるため、経常賦課金と維持管理賦課金で合計600円(田10a)を昨年度と比較して減額を図るよう計画しております。

昨年度は、記録的な猛暑と少雨に見舞われ、特に降水量は平成6年の大干ばつに匹敵するような状況でしたが、新宮川ダムが出来てからは、降水量が少なかった場合でもそれに対応した計画によるダムの放流と分水制限などを行い、かんがい期終了まで水を持たせております。近年の天候は梅雨時の降水量が少なく、気温も高めとなっておりますことから干ばつ気味に推移して水不足となる要因を常に孕んでいます。これらの状況を解消するためにはやはり例年行っているパイプラインを中心とした分水制限を行うことが必要であり、それによって出穂、登熟期に向けた必要水量が確保されるため、毎年継続していくことをご理解いただき、関係地域の皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に、前段で申し上げましたが、総代及び役員が改選されて新たな体制になりました。これからの4年間に及ぶ任期中にはTPPの問題や農業農村整備事業の新たな展開、農業・農地の再生事業、農村の継続と集落機能の維持などの問題は深刻さを増してくるものがあると考えており、行政や農協と団体横断的な協力によって対処していく考えであります。今後とも組合員の皆様、総代、役員が結集していかなければなりませんので、何卒宜しくお願い申し上げます。

### ◎第9回通常総代会が開催されました

平成25年3月30日、会津美里町構造改善センターにおいて第9回通常総代会が開催されました。総代の定数に変更されたから、初めての総代会となりました。56名中54名が出席し、第1選挙区の佐藤 静総代(下堀)を議長に選出し、総代各位の慎重審議の結果、提出された議案29件はすべて可決決定され、また、最終の30号議案では、役員を選任について出席した総代の無記名投票によって選任が確定しました。



### 土地改良区の概要(H25.4.1現在)

選挙区	項目	水田面積 (ha)	畑面積 (ha)	面積合計 (ha)	組合員数 (人)
第1選挙区		1,650.5	491.7	2,142.2	2,122
	(旧高田)	1,557.0	484.5	2,041.5	2,016
	(旧本郷)	16.3	0.0	16.3	37
	(北会津)	77.2	7.2	84.4	69
第2選挙区(旧新鶴)		943.8	156.4	1,100.2	762
第3選挙区(会津坂下町)		1,211.6	128.9	1,340.5	1,299
	合計	3,805.9	777.0	4,582.9	4,183

### 新役員が選任されました

任期満了に伴う役員の改選が、第9回通常総代会において執り行われ、各地区から推薦された新役員候補者20名の選任が決定しました。その後、第1回理事会、監事会が開催され、役職分担を決定しました。



理事長  
山田 忠彦(員外)



副理事長  
渡部 英敏(員外)



庶務担当理事  
山内 榮一(和田目)



会計担当理事  
二瓶 甚一(八日沢)



賦課徴収担当理事  
長嶺 利春(橋丸)



事業担当理事  
川嶋 一雄(下堀)



用排水維持管理委員長  
遠藤 淳吉(五ノ併)



用排水維持管理副委員長  
五十嵐 薫(米田)



用排水維持管理副委員長  
佐藤 幸男(旭館端)



理事  
村山 辰榮(旧高田)



理事  
小林 誠市(北会津)



理事  
佐藤 久喜(松岸)



理事  
大竹 豊(赤留)



理事  
笠間 貢(立石田)



理事  
福地 義廣(新館)



理事  
加藤 久義(大沖)



総括監事  
山田 隆義(境野)



監事  
児島 威(杉屋)



監事  
鈴木 恭二(牛川)

### 訃報



故 竹内 昶俊氏

土地改良区副理事長として、長年に亘り農業農村整備事業と土地改良区の発展に努力された竹内 昶俊氏(前会津坂下町長)におかれましては、闘病中のところ、5月22日にお亡くなりになりました。4月11日に合併後3期目の任期がスタートしたばかりであり、これからもご活躍頂けるものと信じておりましたので残念でなりません。

ここに生前のご功績に対して深甚なる感謝の意を表するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げる次第であります。 合 掌

**功労者表彰**

合併以来2期8年の間役員の高責を担い、今期をもって退任された次の3名の方が第9回通常総代会で功労者として表彰されました。本当にご苦労様でした。

退職時役職：会計担当理事 氏名：小林 一男氏(第3) 主な役職：会計担当理事2期	退職時役職：用排水維持管理委員長 氏名：上野 修一氏(第3) 主な役職：用排水維持管理委員長2期	退職時役職：用排水維持管理副委員長 氏名：星 英一氏(第1) 主な役職：用排水維持管理副委員長2期
--	--	---

**任期満了で退任しました**

賦課徴収担当理事 板橋 秀一氏 (第1)	事業係理事 坂内 俊光氏 (第1)	総務係理事 五十嵐 清彦氏 (第2)
-------------------------	----------------------	-----------------------

**新総代が決定しました**

任期満了に伴う本土地改良区総代選挙は、3月18日に告示されましたが、立候補者が定数(56名)通りであったため選挙会において次の皆さんの当選が決定いたしました。なお、任期は平成25年3月29日～平成29年3月28日までの4年間です。

○第1選挙区(会津美里町高田地区、本郷地区、会津若松市北会津地区) 定数27名

地区名	氏名	地区名	氏名
旧高田地区・北会津地区	横山 勇 樹	藤川・本郷地区	勝原 山 浦 一 夫
	齋藤 富 司		富川 福 田 伸 行
	佐々木 弘 則		藤家 館 室 井 常 一
	冠木 弘 之		橋 丸 梅 津 力 男
	安田 栗 城 公 義		吉原 藤 男 静
	佐布川 小 松 和 彦		下堀 佐 藤 静
永井野地区	北会津 齋藤 善 一	赤沢地区	福重岡 大 竹 信 雄
	永井野 眞 鍋 一 喜		赤 留 大 竹 幸 平
	根本 哲		八木 沢 栗 城 嘉 和
	上戸原 弓 田 孝 吉		國 分 一 博
杉屋 木 津 直 一	寺崎 五十嵐 定 幸		
松岸 佐 藤 市 男	雀 林 佐 々 木 兵 意		
旭・尾岐地区	旭杉原 鈴木 久 良		
	旭三寄 馬 場 光		
	吉田 長 嶺 徹		

○第2選挙区(会津美里町新鶴地区) 定数12名

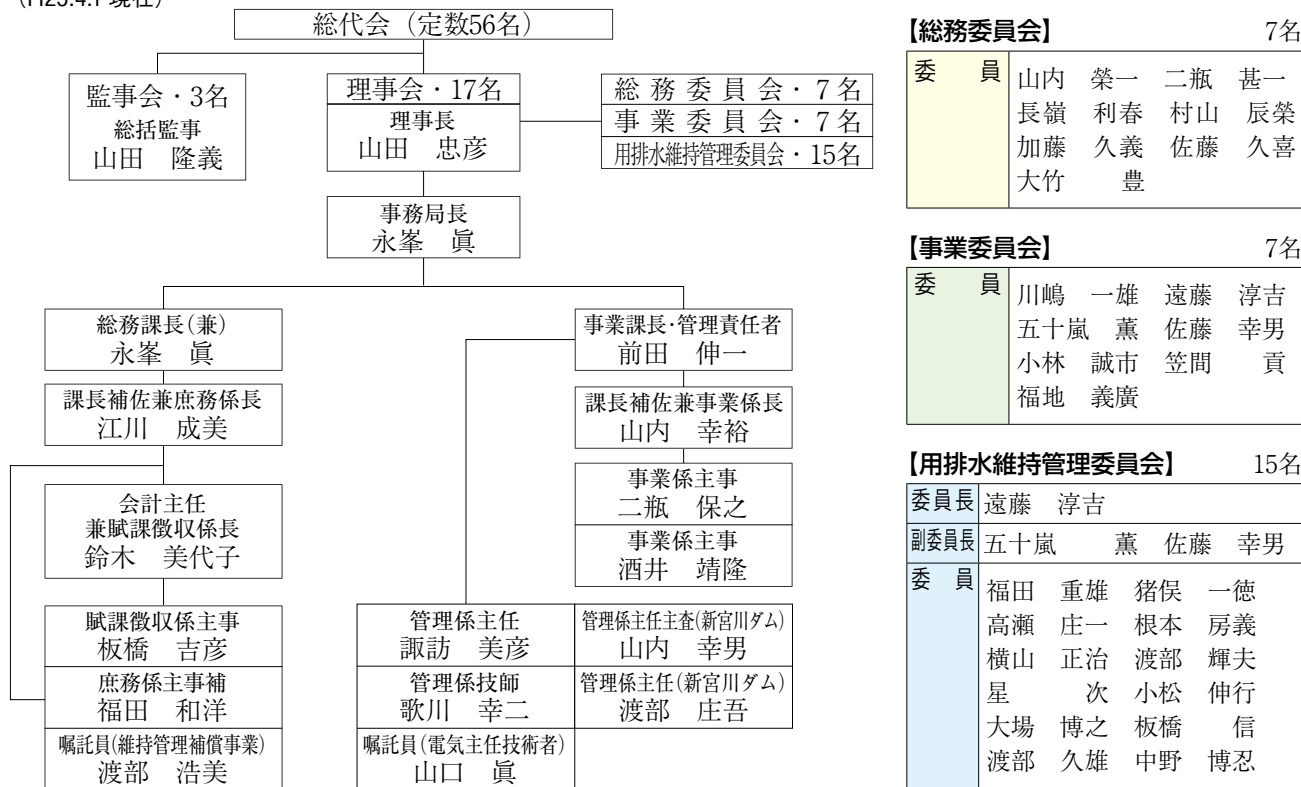
地区名	氏名	地区名	氏名
北部地区	山口 修 男	南部地区	佐賀瀬川 村 松 孝
	長嶋 隆 仁		齋藤 佐 幸
	和田目 薄 謙 一		八卷 常 英
	立石田 山 内 寿 之		新國 文 英
	小沢 鈴木 新 英		赤松 章 光
沼田 山 内 泰 夫	境野 五十嵐 祥 元		

○第3選挙区(会津坂下町) 定数17名

地区名	氏名	地区名	氏名
旧坂下・八幡地区	小林 哲 美	若宮地区	薄 博
	渡部 典 夫		黒澤 義 昭
	塔寺 日 向 公 平		佐々木 高 男
	新館 福 地 順 一		大竹 善 美
船杉 栗 原 久	菊地 祐 一		
広瀬・川西地区	八日沢 二 瓶 隆		大沖 石 田 武 彦
	見明 斎 藤 義 信	羽林 田 崎 幸 男	
	宇内 山 口 公 夫	五ノ併 山 内 一 哲	
	津尻 上 野 幹 夫		

## 組織機構図

(H25.4.1 現在)



<b>【総務委員会】</b> 7名	
委員	山内 榮一 二瓶 甚一 長嶺 利春 村山 辰榮 加藤 久義 佐藤 久喜 大竹 豊

<b>【事業委員会】</b> 7名	
委員	川嶋 一雄 遠藤 淳吉 五十嵐 薫 佐藤 幸男 小林 誠市 笠間 貢 福地 義廣

<b>【用排水維持管理委員会】</b> 15名	
委員長	遠藤 淳吉
副委員長	五十嵐 薫 佐藤 幸男
委員	福田 重雄 猪俣 一徳 高瀬 庄一 根本 房義 横山 正治 渡部 輝夫 星 次 小松 伸行 大場 博之 板橋 信 渡部 久雄 中野 博忍

職員の事務分担表	事務局長	土地改良区業務全般の統括	
	総務課	庶務係	定款・諸規程の整備、役員・総代に関すること、会議、文書、職員に関すること等
		会計係	予算・決算に関すること、出納業務、財産の経理的管理に関すること等
		賦課徴収係	賦課金収納業務、組合員名簿・土地原簿の管理、農地転用に関すること等
	事業課	事業係	土地改良財産管理に関すること、農業農村整備事業等事業に関すること等
管理係		施設の管理、水利使用に関すること、用排水調整に関すること等	

退職しました (H25. 3. 31付)	
前 会計主任 高橋 広子氏	前 主任主査 新国 豊彦氏
旧高田町土地改良区時代から通算40年ほど勤めさせて頂きました。皆様には大変お世話になりました。	旧若宮、坂下中央土地改良区時代を含め、特に牛川新堀水系の維持管理には皆様のご協力に深く感謝いたします。

表彰受賞職員	
○土地改良功労賞 事業課事業係 主事 酒井 靖隆	○土地改良功労者表彰 事務局長兼総務課長 永峯 眞
2月26日開催の福島県土地連会津支部総会において受賞しました。	3月21日開催の第55回福島県土地連通常総会において受賞しました。

## 平成25年4月30日 水神祭

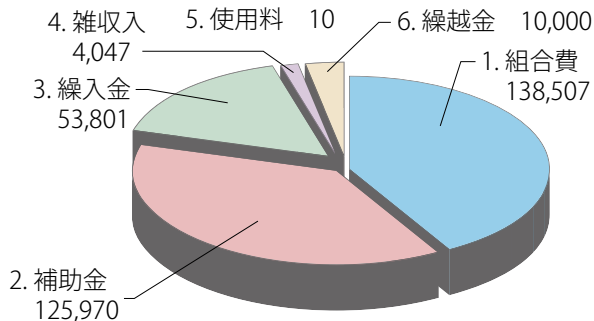


新宮川ダムにおいて、施設の安全祈願を籠めた水神祭が執り行われました。理事及び各水利委員長が参集し、神事は、修祓に始まり、降神、献饌、祝詞奏上、清祓、玉串奉奠、撤饌、昇神と厳粛に執り行われました。

## ◎一般会計及び宮川施設維持管理特別会計予算について

### 一般会計収支予算

収入予算額 332,335千円 支出予算額 332,335千円 収入支出差引残額なし

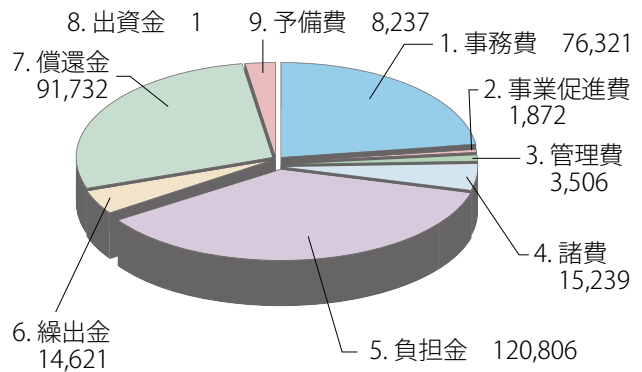


#### 収入

款	予算額(円)	割合(%)
1. 組合費	138,507	41.7
2. 補助金	125,970	37.9
3. 繰入金	53,801	16.2
4. 雑収入	4,047	1.2
5. 使用料	10	0.0
6. 繰越金	10,000	3.0
計	332,335	100.0

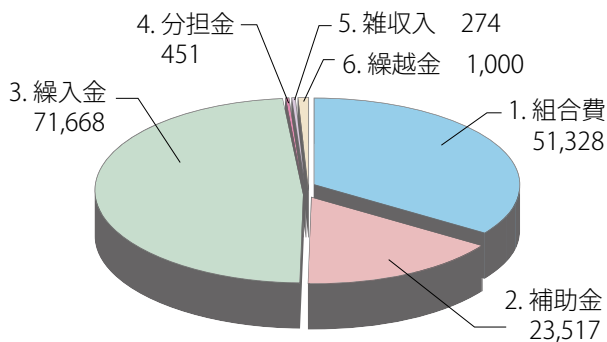
#### 支出

款	予算額(円)	割合(%)
1. 事務費	76,321	23.0
2. 事業促進費	1,872	0.6
3. 管理費	3,506	1.1
4. 諸費	15,239	4.6
5. 負担金	120,806	36.4
6. 繰出金	14,621	4.4
7. 償還金	91,732	27.6
8. 出資金	1	0.0
9. 予備費	8,237	2.5
計	332,335	100.0



### 宮川施設維持管理特別会計収支予算

収入予算額 148,238千円 支出予算額 148,238千円 収入支出差引残額なし

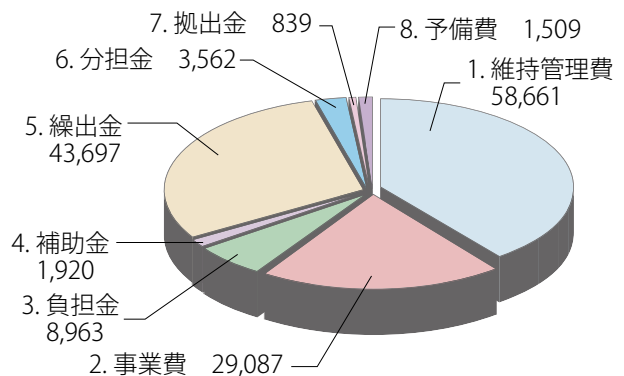


#### 収入

款	予算額(円)	割合(%)
1. 組合費	51,328	34.6
2. 補助金	23,517	15.9
3. 繰入金	71,668	48.3
4. 分担金	451	0.3
5. 雑収入	274	0.2
6. 繰越金	1,000	0.7
計	148,238	100.0

#### 支出

款	予算額(円)	割合(%)
1. 維持管理費	58,661	39.6
2. 事業費	29,087	19.6
3. 負担金	8,963	6.0
4. 補助金	1,920	1.3
5. 繰出金	43,697	29.5
6. 分担金	3,562	2.4
7. 拠出金	839	0.6
8. 予備費	1,509	1.0
計	148,238	100.0



## 賦課金の完納にご協力下さい!!

### ◎賦課基準について

本年度の本土改良区の賦課基準は次のとおりです。

賦課期日	賦課種別	賦課基準 (円/10a)	賦課期日	賦課種別	賦課基準 (円/10a)
平成 25 ・ 6 ・ 17 (前期)	経常賦課金	田 1,200	平成 25 ・ 9 ・ 17 (後期)	国営一期事業償還賦課金	高田 3,604
		畑 400			新鶴 3,217
	維持管理賦課金 1,100	坂下 2,737			
	施設改修賦課金 264	本郷 3,051			
	国営二期事業償還賦課金 2,724	高田・新鶴 1,081		県営かんがい排水事業賦課金	坂下 1,116
宮袋新田堰改修賦課金 746	本郷 9,066	県ほ若宮地区償還賦課金 1,072		県ほ牛沢地区償還賦課金 844	
		県ほ坂下北部地区償還賦課金 2,079		宇内地区基盤整備促進事業償還賦課金 4,053	

### ● 本年度賦課金納入期限 ●

前期 平成25年7月17日

後期 平成25年10月15日

- \* 納入期限を過ぎると年14.6%の延滞金が加算されます。
- \* すでに口座振替をご利用の方は、納入期限前に残高の確認をお願いします。

### ● 賦課金の納入は口座振替が便利です!! ●

- \* 賦課金の納入は、便利な口座振替をご利用ください。なお、「口座振替依頼書」は土地改良区事務所（土地改良区ホームページからもダウンロードできます。）、会津みどり農業協同組合・あいづ農業協同組合（会津宮川土地改良区管内の支店）にあります。
- \* 印鑑（届出印）、口座番号を確認の上、届出をお願いします。

### ◎決済金基準額について

本年度の決済金基準額は、次のとおりです。

(単位：円/10a)

	会津美里町			会津坂下町	会津若松市
	高田地区	新鶴地区	本郷地区		
国営事業	6,832	6,832	6,832	45,154	-
県営かんがい排水事業	3,111	3,111	2,228	3,936	-
維持管理費	69,875	69,875	69,875	69,875	15,405
国営地区決済金合計	79,818	79,818	78,935	118,965	-
* 県ほ若宮地区事業	-	-	-	1,280	-
* 県ほ牛沢地区事業	-	-	-	3,965	-
* 県ほ坂下北部地区事業	-	-	-	3,021	-

\* 農地を転用（公共事業による買収及び地目変更も含む）するときは、土地改良法の規定に基づき決済金の納付義務があります。決済金は、翌年度以降の賦課金等を一括して清算するものであり、当該年度の賦課金はそのまま賦課されますのでご理解ください。

### ● 新宮川ダム発電余剰電力が固定価格買取制度へ移行

・新宮川ダム発電所：最大出力 1,100kw（中小水力発電…1,000kw以上 30,000kw未満）

【買取価格】（現行）9.01円/kw（税抜き）⇒（制度移行）24円/kw（税抜き）

【買取期間】 発電運用期間から起算して20年間（新宮川ダム発電所は平成16年4月1日から起算となるため制度適用は平成35年度までとなる。）

### ● 賦課基準の変更

新宮川ダム発電所の売電収入を維持管理経費に充てますので、この制度期間中は下記の賦課金の減額を図る計画です。

【経常賦課金（円/10a）】 1,200円（前年度比 △200円/10a）

【維持管理賦課金（円/10a）】 1,100円（前年度比 △400円/10a）

## お知らせとお願い



### このような時は、改良区に届出をしてください

#### 組合員資格に移動があったとき

- 農地を移動(売買、交換、贈与、貸借契約または解除)したとき
- 農業者年金受給または老齢等のため経営を移譲するとき
- 組合員が亡くなられたとき
- 組合員の住所を変更したとき

#### 農地を転用するとき

- 農地を宅地や駐車場など農地以外の用途に転用する
- 農地を道路や河川などの公共用地に転用する

#### 土地改良施設を使用したいとき

- 雨水排水や浄化槽排水を水路に放流したいとき
- 水路に橋をかけて出入り口に使用したいとき
- 施設用地に看板などを建てたいとき



組合員資格得喪通知書を提出してください



農地転用通知書・地区除外申請書を提出してください



他目的使用申請書を提出してください

※公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ台帳や名簿などは修正されません。必ず土地改良区へ届出をしてください。

※賦課金は、毎年4月1日現在の土地原簿に記載された土地を対象にして賦課されます。移動等があったときは、早めに土地改良区へ届出をしてください。但し、移動の時期によっては今年度の賦課金はそのまま賦課されますので、当事者間で金銭処理をお願いします。

※農地を転用するときは、土地改良法の規定に基づき決済金の納付義務があります。

### 農業用水のお話

新宮川ダムは、農業用の利水ダムとして会津宮川地区全体へ農業用水の安定供給を図ることを目的に造成されています。

しかし、ダムの用水は、農地のかんがいのためだけでなく、生活用水、防火用水、水質浄化、消流雪用水、生態系の保全、景観の形成、親水空間の形成などの多面的な要素を持ち、農家の方だけでなく、地域全体で使われています。

地域にとって必要不可欠な農業用水ですが、その取水量は、河川管理者の許可により制限されており、かんがい又は非かんがい期など時期により異なります。

そのため、渇水や洪水による施設操作などで取水量が少なくなる場合、工事等で通水を遮断する場合がございます。その際は、生活用水や防火用水などに不足をきたすケースもありますが、施設の保護、農地等の保全のため必要な処置でありますので、地域全体のためにご協力をお願いします。

新宮川ダムの水は、地域全体の水です。限りある農業用水を大切に使いましょう。

#### 編集後記

昨年度は、記録的な高温少雨と刈取作業の遅れなどで、長年に亘り保ってきたコシヒカリの食味ランクが「特A」から「A」へと下がってしまいました。

しかし、当土地改良区の地域は国内有数の良質米の生産地であり、組合員の皆さんがこれまで培ってきた栽培技術をもって、1年で「特A」に返り咲くことは困難ではないと思います。当土地改良区は「水」を通じておいしくて安全な作物生産に貢献します。



【発行】

会津宮川土地改良区

〒969-6266 福島県大沼郡会津美里町字油田1545  
TEL 0242-54-7154 FAX 0242-54-3596  
mail(代表) midori-net@aizumiyakawa.jp  
ホームページ <http://www.aizumiyakawa.jp>  
土地改良区へのご意見、ご要望は上記までお願いします。